第三十五条第三項第八号中「法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。」を削り、同項第九号中「の会社」の下に「及び事業再生会社」を加え、同条第九項中「第十六条の二第一項第十二号」の下に「又は第十二号の二」を加え、「同号に規定する特定子会社は、銀行の」を「同項第十二号に規定する特定子会社は、銀行の」に改め、「第五十二条の二十三第一項第十一号」の下に「又は第十一号の二」を加え、「同号に規定する特定子会社は、銀行持株会社」を「同項第十一号に規定する特定子会社は、銀行持株会社」に改める。

別紙様式第二号第2の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』
利益準備金積立額	×××	
利益準備金取崩額	×××	

を削る。

別紙様式第二号の二第2の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』
利益準備金積立額	×××	
利益準備金取崩額	×××	

を削る。

別紙様式第四号第2の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』
利益準備金積立額	×××	
利益準備金取崩額	×××	

を削る。

別紙様式第四号の二第2の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』
利益準備金積立額	×××	
利益準備金取崩額	×××	

を削る。

別紙様式第七号第1の中間貸借対照表の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』
利益準備金積立額		
利益準備金取崩額		

を削り、同様式第2の中間貸借対照表の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』

に改める。

別紙様式第七号の二第1の中間貸借対照表の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』

に改め、同様式第1の中間損益計算書の表中

利益準備金積立額	
利益準備金取崩額	

を削り、同様式第2の中間貸借対照表の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』

に改める。

別紙様式第七号の三第1の貸借対照表の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』

に改め、同様式第1の損益計算書の表中

利益準備金積立額	
利益準備金取崩額	

を削り、同様式第2の貸借対照表の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』

に改める。

別紙様式第七号の四第1の貸借対照表の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』

に改め、同様式第1の損益計算書の表中

利益準備金積立額	
利益準備金取崩額	

を削り、同様式第2の貸借対照表の表中

『利益準備金	』を『持込資本金	』

に改める。

別紙様式第十一号及び別紙様式第十二号中「第52条の23第３項」を「第52条の23第６項」に改める。

（金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第八号中「沿革」の下に「。次条第六号において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二　吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が会計監査人を置く場合には、当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関の会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。次条第六号の二において同じ。）

第二十三条第六号中「（役員が法人である場合にあつては、その名称及び沿革）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二　転換後金融機関が会計監査人を置く場合には、当該転換後金融機関の会計監査人の履歴書

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第三条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ヘ中「社員の履歴書」の下に「。以下同じ。」を加え、同号中ヌをルとし、トからリまでをチからヌまでとし、への次に次のように加える。

ト　会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

第一条第三項第四号中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同項に次の一号を加える。

五　長期信用銀行の業務の内容及び方法が預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

第四条の二第一項を次のように改める。

法第六条第三項第五号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　長期信用銀行の子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）である外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の業務（同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介